

コスモピア内之浦解体工事入札参加特定建設工事共同企業体資格審査要領
を下記のとおり告示する。

肝付町が発注するコスモピア内之浦解体工事の制限付一般競争入札において、肝付町制限付一般競争入札実施要綱（平成 22 年肝付町告示第 72 号。以下「実施要綱」という。）第 3 条の規定により、当該入札に参加する資格を有する特定建設工事共同企業体であるかどうかを審査するための基準、手続き及び入札方法等について次のとおり定める。

令和 6 年 12 月 23 日

肝付町長 永野 和行



記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名：コスモピア内之浦解体工事
- (2) 工事場所：肝属郡肝付町南方地内
- (3) 工期：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 工事概要：構造 宿泊棟 RC 造 4 階建 3,209.84 m²
温泉棟 RC 造 2 階建 1,500.88 m²
外構 プロパン庫・焼却炉・地下タンク 15.275 m²
：工事内容 宿泊棟・温泉棟 とりこわし（電気・機械設備工事共）
杭撤去工事
アスベスト除去工事
残材備品処理
外構 とりこわし

2 制限付一般競争入札に応募することができる者に必要な資格要件

入札参加を認められる者は、次の資格審査基準を満たす者とする。

(1) 共通事項

- ア 入札参加申込みをする共同企業体は、令和 6・7 年度の肝付町入札参加資格申請が受理され、建築一式または土木一式で登録されている 2 又は 3 者で構成された特定建設工事共同企業体であること。
- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、建設工事業の許可を受けてからの営業年数が 3 年以上であること。
- ウ 共同企業体の構成員は、本公告の日から落札決定の日までの間において、肝付町建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 24 年肝付町告示第 54 号）等に基づく指名停止を受けていないこと。

(2) 代表構成員

- ア 大隅地域振興局管内（曾於市駐在管内を除く。）に本店又は本社を有していること。
- イ 建設工事業につき特定建設業許可を有していること。
- ウ 令和 5・6 年度鹿児島県建設工事入札参加資格における建築一式の格付区分が A 級であること。
- エ 共同企業体を構成する者のうち、工事施工能力及び出資比率が共に他の構成員より

高いこと。(工事施工能力については、2年平均の完成工事高を比較する。)

オ 平成20年度以降に元請として、延床面積1,000㎡程度の鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造のいずれかの解体工事実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)を有すること。

カ 専任の監理技術者として、監理技術者資格者証(建築)及び監理技術者講習修了証(過去5年以内に受講)を有する者で、上記オに規定する工事と同規模以上の施工経験を有し、かつ、入札参加申込日以前において、連続して3か月以上の直接的な雇用関係にある者を本工事に配置できること。(建設業法第15条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。)

(3) 代表構成員以外の構成員

ア 本公告の日現在において、建設工事業につき建設業許可を有し、肝付町に建設業法第3条第1項に定める本社を有していること。

イ 令和6・7年度肝付町建設業者格付名簿において、土木一式A級に格付けされ、かつ、解体工事に登録のある者。

ウ 専任の主任技術者として、入札参加申込日以前において、連続して3か月以上の直接的な雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。(建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。)

(4) 構成員の組合せ

ア 代表構成員の資格要件を満たす者及び代表構成員以外の構成員の資格要件を満たす者との組合せであること。なお、構成員は、本工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることはできないものとする。

イ 共同企業体の代表構成員の出資比率は構成員のうち最大の出資比率とし、代表構成員以外の構成員の出資比率は、構成員の数の逆数に10分の6を乗じて得た率以上の比率であること。

3 入札参加申込及び入札参加資格審査申請方法

本工事の入札に参加を希望する者は、実施要綱の規定に基づき、次の手続きを行うものとする。なお、入札参加の申込みは、共同企業体の資格審査を受け、有資格者となった場合のみ受け付けるものとする。

(1) 4「資格審査申請書類」に記載の書類一式を提出すること。

(2) 入札参加に要する書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出された申請書類等は、返却しないものとする。

(4) 受付期間 令和6年12月23日(月)から令和7年1月20日(月)(必着)

(5) 提出方法

ア 郵送のみとする。(直接持参は認めない。)

イ 郵送する封筒の表には、共同企業体資格審査申請書類在中と朱書きすること。

ウ 封筒の裏に差出人として、共同企業体の名称及び代表構成員の住所を記入すること。

エ 提出書類の事前審査は行わないものとする。ただし、提出書類に不備があった場合は再提出を認めるものとするが、その手続きは受付期間内に行うこと。

(6) 送付先 〒893-1402

鹿児島県肝属郡肝付町南方 2643 番地

肝付町 林務水産商工課 宛

4 資格審査申請書類（提出書類）

- (1) 入札参加申込書の原本・・・・・・・・・・・・・・（指定様式）
- (2) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（指定様式）
- (3) 共同企業体による競争入札参加資格審査申請書・・（指定様式）
- (4) 特定建設工事共同企業体協定書・・・・・・・・・・・・（指定様式）
- (5) 各構成員の有効な経営事項審査結果通知書の写し
- (6) 各構成員の建設業許可の写し
- (7) 各構成員の直近2年分の工事経歴書（建築一式及び土木一式分）
- (8) 代表構成員の施工実績（指定様式）及び施工証明書等
 - ※ 平成20年度以降に元請として、延床面積1,000㎡程度の鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造のいずれかの解体工事の施工実績を証する書類として、発注者が証明した施工証明書（任意様式）又はCORINSの登録内容確認書（竣工登録）等の写しで、工事概要及び配置技術者等が分かるものを提出すること。
- (9) 代表構成員の配置予定技術者の資格・工事経験（指定様式）及び添付書類
 - ア 配置予定の専任の監理技術者について、監理技術者資格者証（建築）及び監理技術者講習修了証（過去5年以内に受講）の写しを提出すること。
 - イ 複数の候補者がある場合は3人までとし、指定様式及び添付書類については、その全員分を提出すること。落札後に専任で配置する技術者は、この候補者の中から選任すること。
- (10) 構成員の配置予定技術者名簿（指定様式）及び添付書類
 - ア 配置予定の専任の主任技術者について、国家資格を有する者の健康保険被保険者証及び資格等を証明する書類の写しを提出すること。
 - イ 複数の候補者がある場合は3人までとし、指定様式及び添付書類については、その全員分を提出すること。落札後に専任で配置する技術者は、この候補者の中から選任すること。

5 入札参加資格の審査及び通知等

提出書類を審査し、共同企業体の入札参加資格の有無について、次のとおり通知する。

- (1) F A Xによる通知日 令和7年1月22日（水） ※ 原本は後日郵送
- (2) 通知内容 入札参加資格の有無（資格がないと認めた場合は、その理由）
- (3) 通知先 代表構成員
- (4) その他 入札参加資格者には、事前公表価格を記載した通知書を送付

6 設計図書等の閲覧

本工事にかかる設計図書、図面、特記仕様書等（以下「閲覧図書」という。）の閲覧方法等は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧対象者 入札参加資格要件を満たす者。
- (2) 閲覧期間 令和6年12月23日（月）～令和7年1月29日（水）
- (3) 閲覧場所 入札参加資格要件を満たす者へ個別提示。

7 現場説明会 令和6年12月26日（木）13：00～

8 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年1月30日（木） 午前10時00分
- (2) 場所 肝付町役場 コミュニティセンター2階 婦人研修室

※ やむを得ない理由により、入札を行うことができない場合は、入札を延期することがあり、その場合、入札参加資格者には別途通知する。

9 予定価格事前公表の有無 有

10 最低制限価格 有

11 入札に関する事項

(1) 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 2以上の入札者（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

ウ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

エ 入札金額以外の記載事項が押印を付さず加除訂正されている入札書による入札

オ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

カ その他入札条件に違反したと認められる者のした入札

(3) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

(4) 工事費内訳書の提出

本工事では、入札参加者は入札に際し、工事費内訳書を提出することが条件となっている。工事費内訳書を提出しない入札参加者、工事費内訳書が未提出であると認められる入札参加者の入札は無効の対象となるので、注意すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除とするが、落札者が、契約を締結しない場合は、見積もった契約希望金額の100分の5を徴することとする。

(2) 契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とし、本契約時に提出すること。ただし、肝付町契約規則に定める契約保証金の納付の免除が適用される場合は、この限りでない。

13 議会の議決

(1) 本工事の契約については、落札者として決定された者と仮契約を締結し、肝付町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年肝付町条例第51号）第2条の規定による肝付町議会の議決を得たときに当該仮契約を本契約とみなすものとする。ただし、肝付町議会において本件が否決されたときは、当該仮契約を無効とする。この場合において、本町は仮契約の相手方に対して、いかなる責めを負わないものとする。

(2) 本工事の仮契約締結の日以降、当該仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、落札者として決定された仮契約の相手方が、次のいずれかに該当することとなったときは、本町は、当該仮契約を解除することができるものとする。この場合において、本町は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ア 不正又は不誠実な行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不相当で

あると認められるとき。

イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

14 その他

本工事に係る支払い及び契約等に関する事項は、肝付町財務規則及び肝付町契約規則によるものとする。

15 問い合わせについて

(1) 閲覧図書に対する質問

ア 様式 「設計図書等に対する質問書」(指定様式)

イ 受付方法 F A Xのみ(電話による問い合わせには回答しない。)
(F A X 0994-67-2488)

ウ 受付期間 令和6年12月23日(月)～令和7年1月22日(水)
(土、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時まで)

エ 回答期限 令和7年1月23日(木)まで(入札参加者全員にF A Xにより
随時回答する。)

(2) 入札参加申込及び入札方法等に関する質問

ア 受付方法 電話又はF A X(任意様式)

イ 問合せ先 肝付町 林務水産商工課(電話 0994-67-4531)